

<参考>様式第4号

2016年11月14日

豊明市議会議長 殿

## 研修会・講演会等参加報告書

議員名 宮本 英彦

2016年度豊明市議会政務活動費にて下記の研修に参加しましたので報告します。

日付	研修先	研修項目及び成果等
平成28年10月19日(水) ～20日(木)	第11回 全国市議会議長会研究フォーラム in 静岡	<p>1日目 基調講演 大森 彌氏（東京大学名誉教授） 「二元代表制と議会と監視機能」</p> <p>二元代表制とは①住民が首長と議会議員を別々に直接選挙で選出すること。②首長と議員はそれぞれ、住民に対して任務遂行に関し政治責任を負っていること。③一定の緊張関係のもとに協力しあうことの要素で成り立っている。自治体運営において、この2つの機関は車の両輪、互いに競い牽制しあいつつも協力しあって住民にとって最良な意思決定を行うこととされるが、議会多数派が与党あるいは野党の意識を持ち振舞うのは二元代表制の主旨ではない。緊張関係を維持し、議会全体は野党的な感覚をもちつつ、是は是、非は非とし適切な意思決定が必要。首長は予算編成権と議案提出権を有し優位な制度となっている。一方、議会は議決権を有していることから、首長提案の追認機関であってはならない。議会はチェック機能・監視機能を果たさなければならぬ。</p> <p>1. パネルディスカッション 「監視機能の活用における議会改革の論点」</p> <p>パネラーの主な意見 斎藤 誠氏（東大教授）・・監視権は自治法で明文の規定があるものには限定されない。他方、執行権に対する過度の制約になる場合は違法ないし不当。総計などの計画策定権限は首長に専属していない。土山希美枝氏（龍谷大学教授）・・議会の監視・監査機能とは、自治体運営や事業の執行について、その状況や効果などを検証、評価し、執行機関がなすべきことを適切にないでいるかをチェックする機能。谷 隆徳氏（日経新聞論説委員）・・議会の監視機能について外形的には大きく変わらない。予算や条例案の素通り議会が多数あり。事務事業評価は住民に議会をPRする好機。栗田氏（静岡市議会議長）・・監視権の活用による議会改革を取り組んでいる。議員発議条例や特別委員会からの提言に注力</p> <p>豊明市議事課 28.11.14</p> <p>分類： 30-10-5-1 可・否： 今一時否 第640号受付</p>

2日目 課題討議「監視権を如何に行使すべきか」  
佐々木信夫氏（中央大学教授）をコーディネーターに、3市議会から事例報告された。

佐々木氏の講演・・地方議員に求められるのは政策能力の向上。議会提案、議会審議の質をいかにたかめるか。首長は優位の中でオール与党した議会はその存在は無価値に等しい。すぐやれる議会改革を。地方議会に政務活動費を活用し法制局の設置をすべき。

- ① 佐賀氏（藤沢市議会前副議長）・・前市長による土地の先行取得問題を100条委員会設置し糾弾。市長の監視機関として議会のあり方を認識させられた。
- ② 井上氏（和歌山市議会）・・審議会など附属機関への参画と監視機能について現在検証中。
- ③ 嶋崎氏（日田市議會議長）・・議会報告、意見交換会などを通し、議会として地方創生に関する提言を取り組んだ。

<研修会に参加して>

地方議会の議員・議会事務局を含め2000人以上が参加。二元代表制ではあるが首長は優位であること。常に緊張感を有すること。是々非々で対応すべきこと。監視権と政策提言は重要な議員の職務であること。開かれた議会とは、主権者である市民をいつまでも「傍聴」「陳情・請願」の対象ではなく、市民が主役である議会改革が必要・・が印象的であった。

(注) 別紙添付も可能とします。

(注) 本報告書は5年間公開します。